

# 令和7年度県民総合文化祭「総合プログラム」広告募集要項

## 1. 趣旨

この要項は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、愛媛県が実施する県民総合文化祭に係る「総合プログラム」に有料広告の広告主を募集するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 広告を表示する媒体

県民総合文化祭「総合プログラム」（9月中旬配布 10月～12月の県内文化事業を掲載）  
総合プログラムの規格 A4判 12ページ カラー  
広告掲載を実施する部数 40,000部  
（県内各市町、県有施設等に設置、総合フェスティバル実施日（10月25日（土））には、入場者に配付）

## 3. 募集の内容等

### (1) 募集する広告主の数

5社

### (2) 募集広告等の内容

広告の位置 総合プログラムの奇数ページの下段  
（表紙を除く。）

枠の大きさ 左右190mm×天地70mm／1枠

枠数 広告主1社につき1枠とし、全5枠とする。

その他

- ・ 広告の掲載に当たっては、実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、令和7年度県民総合文化祭「総合プログラム」広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）及び令和7年度県民総合文化祭「総合プログラム」広告掲載仕様書に従うものとする。
- ・ 掲載しようとする広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければならない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従うものとする。

### (3) 広告掲載料

1枠当たりの広告掲載料は、100,000円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

## 4. 広告主募集手続き等

### (1) 募集要項等の配付期間及び配付場所

配付期間：令和7年6月10日（火）から同年7月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

配付場所：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁N T Tコム松山ビル3階 文化振興課  
なお、募集要項等は県ホームページからも入手可能。

アドレス：<https://www.pref.ehime.jp/page/112565.html>

配付資料：愛媛県広告事業実施要綱

愛媛県広告事業の実施に関する表示基準

令和7年度県民総合文化祭「総合プログラム」広告掲載要領

令和7年度県民総合文化祭「総合プログラム」広告募集要項

（別紙申込書、契約書を含む。）

令和7年度県民総合文化祭「総合プログラム」広告掲載仕様書

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

## (2) 申込方法、申込書提出期限及び提出先

広告の掲載を希望する者は、提出期限までに、別紙「令和7年度県民総合文化祭『総合プログラム』広告掲載申込書」を提出先に提出するものとする。

### ア 押印欄に押印する場合

郵送又は持参にて提出すること。

### イ 押印を省略する場合

7を参照のうえ、別途指示するアドレスに、メールにて送付すること。

提出期限：令和7年7月11日(金) 午後5時

提出先：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁N T Tコム松山ビル3階 文化振興課

## 5. 採用者及び広告枠の決定

- (1) 前項に規定する申込書の提出があった場合には、実施要綱第4条及び掲載要領第2条に基づき、内容を審査する。
- (2) 前号に基づく審査の結果、掲載が適当であると認められる申込者が6以上あるときは、掲載要領第3条に基づき採用者を決定するものとする。ただし、順位の優劣を判断することができない場合には、抽選により採用者を決定するものとする。
- (3) 採用者の広告を掲載するページについては、県が決定する。

## 6. 契約書の作成

- (1) 前項に基づく採用の決定を受けた場合には、採用者は、県が指定する期日までに別添「契約書」により県と契約を取り交わすものとし、採用者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、県は当該採用の決定を取り消すことができるものとする。
- (2) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (3) 電子契約を希望する場合は、申込書の提出とあわせて、電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。（メールアドレス:bunkashinko@pref.ehime.lg.jp）
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 採用者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、県は当該採用の決定を取り消すことができるものとする。

## 7. 申込書の押印を省略する場合

- (1) 押印を省略する書類の提出方法は、メールのみとする。
- (2) 押印を省略する場合、申込書の下部にある欄に、責任者及び担当者の職・氏名及び連絡先を記入すること。なお、責任者とは、支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた者を指し、担当者とは、本取引に関する事務を担当する者を指す。
- (3) 押印を省略する場合のメールの宛先は、別途指定する県事務担当者及び県・申請者双方の上席者とする。
- (4) Bcc は使用せず、To 又は Cc に上記宛先を指定し、要件としている送付先を確認できる状態で送信すること。

## 8. その他

- (1) 広告主は、4(1)の「配付資料」に規定する実施要綱その他の文書を熟読し、その内容を遵守しなければならない。
- (2) 本件に要する費用（総合プログラムへの広告の印刷費用及びその配布にかかる費用を除く。）は、広告主の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。

## 9. お問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化部文化局文化振興課 国民文化祭準備グループ

電話 089-907-5222 (直通) FAX 089-913-2617

メールアドレス [bunkashinko@pref.ehime.lg.jp](mailto:bunkashinko@pref.ehime.lg.jp)